平成２９年（フ）第１５２号
京都府亀岡市追分町大堀21番地１　410号、従前の住所兵庫県川西市鼓が滝３丁目19番11号
破産者　奥山　慎介
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
兵庫県川西市鼓が滝３丁目19番11号
破産者　奥山　夕起
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
大阪府茨木市穂積台12　穂積台グランドコーポ214号、住民票上の住所兵庫県尼崎市御園町22番地　カトレアハイム706号
破産者　佐藤　和子
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２２号
大阪府茨木市穂積台12　穂積台グランドコーポ214号、住民票上の住所兵庫県尼崎市御園町22番地　カトレアハイム706号
破産者　佐藤　利満
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１００号
岡山県倉敷市阿知２丁目５番10号　ホワイトプラザ401号
破産者　藤井　章裕
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
北九州市八幡西区鷹見台２丁目２番15号
破産者　麻生　大輔
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４４４号
熊本市西区上熊本３丁目15番16―201号　上熊本団地、開始決定時住所熊本市北区津浦町12番73号
破産者　片山　　繁
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４８号
熊本市中央区子飼本町14番24―203号　フォルム熊大前Ⅱ
破産者　宮本　春樹
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８３号
岩手県北上市中野町２丁目19番23号　サンサンハウスＣ棟、開始決定時の住所岩手県北上市村崎野14地割434番地29
破産者　南里　和光
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第３２号
岩手県和賀郡西和賀町沢内字太田２地割68番地沢内病院医師住宅３号―１
破産者　吉田　美紀
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第４４号
福島県伊達市保原町字赤橋90番地３　サトウハイツ４号、従前の住所東京都江戸川区東葛西６丁目28番５号マンション・コイムＶ402
破産者　相馬　一人
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
福島県会津若松市緑町２番38号　市営住宅黒川団地２号、前住所福島県会津若松市対馬館町６番38号
破産者　菊地　利信
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
金沢市西泉６丁目152番地　ＷＥＳＴⅠ　203号、従前の住所石川県野々市市押野２丁目63番地１
破産者　浜焼太郎野々市押野店こと　廣岡　和彦
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８号
岐阜県美濃加茂市中部台９丁目２―２　Ｅ１　Ｑｕａｔｒｏ　105、開始決定時の住所岐阜県可児市土田83番地８
破産者　藤井　省吾
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１２１号
静岡県伊豆の国市長岡415番地の１　松本アパート、前住所静岡県伊豆の国市長岡726番地フジハイツＢ　202号
破産者　石垣　政勝
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
愛知県豊橋市向山町字池下９番地５（202）、開始決定時の住所愛知県豊橋市向山町字伝馬38番地３
破産者　藤原美咲子（旧姓竹田）
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第７１号
愛知県蒲郡市八百富町６番６号、開始決定時の住所愛知県蒲郡市竹谷町迫80番地　メゾンニューハサマ302
破産者　伊藤　正泰
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部